

< Question >

私は、父の代から続く老舗旅館（株式会社）を経営しております。もともとは父がすべての株式を持っており、父が15年前に亡くなった後、母が30%、私の姉が10%、私が60%の株式を引き継ぎましたが、母と姉は経営には全く関わっていません。私には妻と長男、二男がおり、息子たちはそれぞれ地元の企業で働いています。私も還暦を過ぎ、そろそろ後継者のことを考えています。私としては、金遣いが荒く、借金も多額に負っている放蕩息子の長男ではなく、次男に継いでもらいたいと考えています。私の目の黒いうちはいいのですが、ゆくゆく長男と次男との間で経営権争いなどが生じないように、今のうちから準備したいと思っています。どうすればよいでしょうか。

連載① 「事業承継」

万人に共通する唯一無二の正解はない

解説

はじめまして、弁護士の中中芳樹と申します。今回、法律問題についてのコラムを担当させて頂くことになりました。しばらくの間、お付き合いのほど、宜しくお願致します。

最近、ご相談をいただくことが多い「事業承継」を中心に、相続や家族の法律が関わる問題を取り上げていこうと思います。会社と家族という、全く関係がないのではと考えられている方も多くかも知れませんが、所有と経営が明確に分離されていない会社の場合、親族間の争いが会社に持ち込まれることはよくあります。

質問の事例は、典型的な家族間承継の問題として、息子達についてどう考えるかが重要です。ただ、それ以外の母、姉について全く問題がないわけではありません。例えば母の株式については、他の相続人がいた場合に問題となる可能性があります。他の兄弟姉妹がいる場合や、極端な例では再婚の可能性もないわけではないの

で、株式対策は必要でしょう。

また、姉の推定相続

人が会社経営参画を希望してくる場合も想定しなければなりません。将来の後継者にスムーズに法的地位と権限を委譲するためにも、母や姉の株式をどうするかを一緒に考えておくことが望ましいです。そして、税務的な観点からもそのタイミングが重要です。

さて、息子たちについてですが、株式をどのタイミングで譲るのか、またそのために必要となるお金はどう用意するのがポイントとなります。

売買で譲るならその対価が、贈与で渡すなら贈与税が、相続で渡すなら相続税の手当てをしておかなければ、後継者は困ります。やはり、株式の価値の手当てと移譲のタイミングが重要です。長男の不測の行動に備え、公正証書による遺言を作成し、すでに長男が受けた財産的利益（特別受益）を遺言の条項として記載することで、



弁護士法人ITS法律事務所
田中芳樹代表社員弁護士

長男は受取りが少ないということに記載することも検討に値すると思います。

また、借金の額などにもよりますが、相談者さんによる負担が相当額に上る場合には、家庭裁判所による事前の許可を受けて、生前に遺留分を放棄させることも検討に値すると思います。

事業承継に、万人に共通する唯一無二の正解はありません。そして、私は、事業承継の最大の味方は時間だと考えています。時間をかけて、長期的に対応することで、さまざまなタイミングで、適切な対処をすることができます。長期的なスパンで、専門家とプランニングして頂ければと思います。今後、会社経営と法律問題について考えていきたいと思います。

〈プロフィール〉東京大学法学部卒、2003年東京三菱銀行入社。06年に中央大学法科大学院卒、同年司法試験合格。07年に佐賀県鳥栖市で「ITS法律事務所」を開設。15年には福岡事務所を開設。「あなたの権利守ります」をモットーに個人相談から企業法務に至る全てのリーガルサービスを提供している。